

浅川清流環境組合ホームページリニューアル業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）構築当時（平成27年7月1日）から、ホームページを取り巻く環境が変化している。

利用者にとって、スマートフォン・タブレット等閲覧する端末の種類を問わず、より情報が見やすく探しやすくなるよう利便性の向上を目的とし全面的なリニューアルを実施する。

また、情報発信者である職員にとってより使いやすいCMSを構築することで、情報発信力を高め、質の高い組合ホームページデザインと機能性の充実、情報通信技術の発達に追随した動作環境の確保を図り、今後の情報通信技術の変化にも耐えうるものを構築することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

浅川清流環境組合ホームページリニューアル業務委託

(2) 業務内容

「浅川清流環境組合ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり。

※この業務内容は組合が要求するものであり、実際の契約内容については提案内容を踏まえ、業者決定後に協議し決定する。要件を満たさない項目については提案書にその旨を明記すること。

※運用保守業務契約については、別途契約する。

(3) 履行期間（予定）

①ホームページリニューアル

契約締結の日から令和9年2月28日まで

②運用・保守

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（5年間）

(4) 提案上限額

①導入等諸費用（リニューアル業務）（令和9年2月28日までの運用保守料含む）
12,837,000円（税込）

②運用・保守費用（5年間の総額）
11,946,000円（税込）

※金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を示すためのものである。

3 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先団体「日野市」を登録していること。

- (2) プライバシーマークの取得または ISMS の認定を受けていること。
- (3) 国または地方公共団体（一部事務組合等含む）において、CMS の導入を前提とするホームページの構築・再構築業務の受託実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (8) 浅川清流環境組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成 27 年 7 月 1 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 スケジュール

内容	日時等
公募開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
質問受付期限	令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 5 時まで
質問書の回答（予定）	令和 8 年 4 月 15 日（水）
提案参加届・提案書類受付	令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで
一次審査結果通知（書類審査結果の通知）	令和 8 年 5 月 13 日（水）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 6 月上旬
二次審査結果通知 （プレゼンテーション審査）	令和 8 年 6 月中旬
契約締結	令和 8 年 7 月上旬

5 各資料の入手方法

浅川清流環境組合ホームページから入手

6 質疑応答

- (1) 提出書類
質問書（様式 4）
- (2) 提出方法
電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名は、「【会社名（略称可）】ホームページリニューアル業務委託質問」とすること。
※提出先については、「12 書類提出先等」を参照。
- (3) 質問に対する回答
 - ① 質問受付期間内に提出された質問を、組合にて集約する。
 - ② 組合にて集約した質問に対する回答を、組合ホームページで公表する。

- ③ 質問元の事業者名は公表しない。
- (4) 質問受付・回答予定
 - ① 受付期間：令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 5 時まで（必着）
 - ② 回答予定：令和 8 年 4 月 15 日（水）

7 参加申し込み

- (1) 提出書類
 - ① 提案参加届（様式 1）【1 部】
 - ② 会社概要（様式 2 会社案内・パンフレット等）【1 部】
 - ③ CMS 機能要件一覧表（別紙 1 回答）【1 部】
 - ④ プライバシーマークの取得または ISMS の認定を受けていることを証明する書類（写し）【1 部】
 - ⑤ 業務実績調書（様式 5 契約書の写し等）【1 部】
- (2) 提出期限
令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで
- (3) 提出方法

上記に掲げる提出書類を、「12 書類提出先等」に記載の提出先に、持参または一般書留、簡易書留郵便もしくはレターパックプラス等による郵送により提出すること。郵送による場合には、受取方法が対面式であり、その受信の記録が追跡番号等で確認可能な方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。

なお、郵便事故等、組合の責任でない理由により、提出書類が提出期限までに到達しなかったことによる参加の無効について、組合は一切の責任を負わないものとし、異議を申し立てることはできない。

また、CD-ROM/DVD-ROM に格納した電子データとしても併せて納品すること。電子メールでの送付を希望する場合には、事前に組合に連絡をすること。

8 提案依頼の内容と提案書作成要領

- (1) 提案書の内容
別紙 2「提案内容書」を参照すること。
- (2) 提出期限
令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで
- (3) 提出資料
 - ① 企画提案書（任意様式）
 - ア 別紙 2「提案内容書」の大項目・小項目にそって記載すること。
 - イ 提出用紙は A4 版とし、表紙、目次、背表紙を除き、50 ページ以内とする。
 - ウ A3 版の使用も可とするが、その場合は、2 ページとして換算する。
 - エ 文字サイズは 11pt 以上とする（図表を貼り付ける場合はなるべく 11pt 以上となるように留意すること。）

オ 副本には社名や自治体名等提案者を特定できる事項は一切記載及び表示しないこと。

カ できるだけ平易な表現で、わかりやすくかつ具体的に記載すること。また、専門用語を使用する場合は、必ず注釈をつけること。

②見積書及び内訳書

ア 金額は消費税込みの総価とする。

イ 導入等諸費用（ホームページリニューアル業務）と導入等諸費用以外の費用（運用・保守業務）、それぞれの金額とその明細（内訳）について記載すること。

ウ 様式 3-1 及び 3-2 により提出すること。

(4) 提出部数

① 正本 1 部（代表社印が必要なものは押印したもの）

② 副本 6 部（正本がカラー印刷のものは、副本もカラー印刷とすること）

(5) 提出書類の取り扱い

提出後の書類差し替え及び加除修正は認めない。

(6) 提出方法

上記に掲げる提出書類を、「12 書類提出先等」に記載の提出先に、持参または一般書留、簡易書留郵便もしくはレターパックプラス等による郵送により提出すること。郵送による場合には、受取方法が対面式であり、その受信の記録が追跡番号等で確認可能な方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。

なお、郵便事故等、組合の責任でない理由により、提出資料が提出期限までに到達しなかったことによる参加の無効について、組合は一切の責任を負わないものとし、異議を申し立てることはできない。

また、CD-ROM/DVD-ROM に格納した電子データとしても併せて納品すること。電子メールでの送付を希望する場合には、事前に組合に連絡をすること。

9 審査委員会の設置

提案書等の評価を厳正かつ公平に行うため、審査委員会を置き、当該業務に最も適した事業者を選定するまでの審査を行う。

10 選定方法等

(1) 選定方法

一次審査では、提出書類をもとに評価基準表に基づき得点を算出し、上位 3 者までを審査の通過者とする。

二次審査では、プレゼンテーション・デモンストレーション審査を行う。

各審査において、算出結果に端数が生じる場合は、小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を点数とする。

各審査において、同得点の事業者が 2 者以上いる場合は、そのうち、審査委員

の評価順位において、最も上位とした審査委員が多いものから上位とする。

一次審査と二次審査の評価点の合計点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とする。

(2) 一次審査

①評価基準

別紙 3-1「評価基準表（一次審査）」のとおり。

②審査方法

点数の高い上位 3 者を選定し、一次審査通過者とする。

③その他

参加事業者が 1 事業者のみまたは 4 事業者以上の参加申し込みがない場合であっても審査を実施する。

(3) 二次審査

一次審査を通過した者を対象に、プレゼンテーション・デモンストレーション審査を行う。

①プレゼンテーション・デモンストレーション概要

実施日	令和 8 年 6 月上旬（一次審査通過者に別途通知する。）
場 所	日野市石田 1-210-2 浅川清流環境組合 6 階 601 会議室
参加者	4 名まで
時 間	説明 40 分、質疑 10 分
その他	ア 提出した企画提案書等をもとに実施すること。追加提案や追加資料の配布は認めない。 イ 事業者は議事を取り、2 営業日以内に 12 書類提出先等に記載のメールアドレスへ提出すること。録音は認める。 ウ 発言及び回答等は、仕様書に追加される場合がある。 エ 組合側で、プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル、電源タップは用意する。その他必要となる機材等については持ち込み可。 オ 審査の順番は、企画提案書到着順とする。

②評価基準

別紙 3-2「評価基準表（二次審査）」のとおり。

③審査方法

審査委員会は、プレゼンテーション・デモンストレーションの内容について、

②のとおり評価を行う。

(4) 採点基準

①各評価項目（別紙1「CMS機能要件一覧表」を除く）に対して、以下のとおり点数を付与する。

評価	点数
良い・優れている	10点
やや良い・やや優れている	7点
普通	5点
やや悪い・やや劣っている	3点
悪い・劣っている	1点

②別紙1「CMS機能要件一覧表」については、以下のとおり点数を付与する。

対応	区分	
	必須	希望
○	3点	5点
△	2点	3点
□	1点	1点
×	失格	0点

(5) 価格点

見積額が契約上限額を超過する場合は、評価及び審査の対象としない。

11 審査結果の通知

一次審査時に必要とする書類の提出があった全事業者、または二次審査対象となった者に対し、それぞれ提案参加届に記載の電子メールに審査結果を通知する。また、審査結果の公表は、組合ホームページに掲載し公表する。通知日時等は、以下を予定している。

審査	通知予定日
一次審査結果	令和8年5月13日（水）
二次審査結果	令和8年6月中旬
審査結果の公表	プロポーザル手続き完了後

12 書類提出先等

浅川清流環境組合 総務課

住所：東京都日野市石田 1-210-2 浅川清流環境組合 5階

TEL：042-589-0555

FAX：042-589-0545

Mail：kawasemi@asakawaseiryu.jp

13 契約

審査の結果、選定された優先交渉権者と業務内容等について協議した上で契約を締結する。この協議が不調に終了した場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

る。

なお、契約前に優先交渉権者の提案内容に虚偽がないかの確認を行い、認識に相違があり合意に至らなかった場合は、次点またはその次の事業者と契約交渉を行う。

14 留意事項

- (1) 企画提案書の提出は参加事業者1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザルに参加するための一切の諸経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。提出方法は、持参または郵送等（普通郵便可）によること。
- (4) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現を心がけること。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、浅川清流環境組合情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがある。
- (7) 企画提案書で提案された内容については、当該事業者が優先交渉権者となった場合、仕様書に加える場合がある。
- (8) 以下のいずれかに該当する場合は失格とし、当該提案者を優先交渉権者としていた場合には、当該決定を取り消すものとする。
 - ① 提案書等に虚偽の記載をしたとき。
 - ② 実施要領に記載した条件に適合しない場合。
 - ③ 審査の公平性に影響をあたえる行為をしたと認められるとき。
 - ④ その他審査委員会が不相当と認めたとき。

15 その他

優先交渉権者に決定された後であっても、業務目的が達成できないことが確認できた場合は、契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、組合は一切賠償しない。